

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成29年3月22日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、インターハイ推進室の設置、名古屋給与事務所の廃止に伴い、規定を整備する必要があるからである。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正の概要

1 改正の理由

(1) インターハイ推進室の設置

平成30年度全国高等学校総合体育大会を愛知県で開催することに伴い、学習教育部保健体育スポーツ課に「インターハイ推進室」を設置する。

(2) 名古屋給与事務所の廃止

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）」に基づき、県費負担教職員の給与負担等を名古屋市へ移譲することに伴い、「名古屋給与事務所」を廃止する。

2 改正の内容

別紙参照

3 施行期日

平成29年4月1日

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年 月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和二十九年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び第十二条の規定より設置された給与事務所」を削る。

第五条第二項第十五号中「及び給与事務所」を削る。

第六条第九項中「健康学習室」を「インターハイ推進室及び健康学習室」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10 インターハイ推進室においては、平成三十年全国高等学校総合体育大会に関する事務を処理する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

新

(定義)

第二条 略

2 この規則において、「地方機関」とは、第九条の規定により設置された教育事務所をいう。

(管理部に属する課)

第五条 略

2 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 一 〇 略

十五 教育事務所に関すること。

十六 以下 略

(学習教育部に属する課)

第六条 一 〇 八 略

9 保健体育スポーツ課にインターハイ推進室及び健康学習室を置く。

10 インターハイ推進室においては、平成三十年度全国高等学校総合体育大会に関する事務を処理する。

11 略

第十二条 削除

旧

(定義)

第二条 略

2 この規則において、「地方機関」とは、第九条の規定により設置された教育事務所及び第十二条の規定により設置された給与事務所をいう。

(管理部に属する課)

第五条 略

2 同上

一 一 〇 略

十五 教育事務所及び給与事務所に関すること。

十六 以下 略

(学習教育部に属する課)

第六条 一 〇 八 略

9 保健体育スポーツ課に健康学習室を置く。

10 略

(給与事務所)

11 教育委員会は、事務局の事務を分掌させるため、愛知県教育委員会名古屋給与事務所を名古屋市東区に設置する。

21 愛知県教育委員会名古屋給与事務所においては、名古屋市立学校に

関する次の事務をつかさどる。

一 県費負担教職員の給与の支払に関すること。

二 小学校、中学校及び特別支援学校の設置、廃止及び学級編制に関すること。

三 県費負担教職員の定数に関すること。

四 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する第四条の施行に関すること。

五 県費負担教職員の福利厚生に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の命ずる教育事務に関すること。